# 田北九州市公報

# 発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

10

**上** 

◇告 示 ページ ○ 令和2年2月北九州市恒見財産区議会定例会の招集【財政局財務部財 産活用推進課】 2 ○ 北九州市商店街等における空き家店舗の有効利用に関する補助金交付 要綱の一部改正【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産 業政策課】 3 ◇ 公 告 ○ 大規模小売店舗の変更事項の届出(2件)【産業経済局地域・観光産 業振興部商業・サービス産業政策課】 4 ○ 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【環境局総務政策 部総務課】 8 ◇ 上下水道局 〇 請負契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局総務経営部総務課】

北九州市告示第44号

令和2年2月北九州市恒見財産区議会定例会を次のとおり招集する。 令和2年2月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 令和2年2月26日
- 2 場所 恒見集会所会議室(北九州市門司区恒見町21番1号)

北九州市告示第45号

北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年2月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示

北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱(平成8年北九州市告示第194号)の一部を次のように改正する。

付則第2項を次のように改める。

(令和元年度及び令和2年度における補助事業の特例)

2 令和2年2月19日において現にクロサキメイト(北九州市八幡西区黒崎一丁目1番1号に所在する建物をいう。)で営業を行っている補助対象者に係る別表の規定の適用については、同表の開業支援事業の項補助金交付基準額の欄中「2分の1」とあるのは「2分の1(令和2年2月19日から令和3年3月31日までの間に補助金の交付決定を受けたものにあっては、5分の4)」と、「75万円」とあるのは「75万円(令和2年2月19日から令和3年3月31日までの間に補助金の交付決定を受けたものにあっては、120万円)」とする。

付 則

この告示は、令和2年2月19日から施行する。

北九州市公告第98号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和2年2月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 さわらびガーデンモール八幡一番街 北九州市八幡東区西本町四丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者

八幡駅前開発株式会社

北九州市八幡東区西本町四丁目1番1号

代表取締役 井上龍子

他5者

- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名

変更前

北九州市八幡東区西本町三丁目1番1の1604号

井上龍子

変更後

福岡市早良区田隈三丁目26番47号

藤井晋太郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社レッドキャベツ

山口県下関市山の田本町一丁目9番

代表取締役 岩下 良

他 2 者

変更後

株式会社レッドキャベツ 福岡市博多区大井二丁目3番1号 代表取締役 岩下 良 他1者

- 4 変更の年月日
  - (1) 前項第1号 平成29年2月23日
  - (2) 前項第2号 平成29年4月1日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日令和2年2月5日
- 7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和2年6月19日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年6月19日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第99号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和2年2月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーオートバックス小倉西港 北九州市小倉北区西港町30番50
- 2 大規模小売店舗を設置する者 株式会社オートバックスセブン 東京都江東区豊洲五丁目6番52号 代表取締役 小林喜夫巳
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社オートバックスセブン 東京都江東区豊洲五丁目6番52号 代表取締役 湧田節夫

- (2) 変更後株式会社オートバックスセブン東京都江東区豊洲五丁目6番52号代表取締役 小林喜夫巳
- 4 変更の年月日 平成28年6月21日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日令和2年2月10日
- 7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

#### 8 縦覧期間

この公告の日から令和2年6月19日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年6月19日までに北九州市産業 経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提 出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第100号

一般競争入札により、物品の借入れ及び保守業務契約を締結するので、北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。 )第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月19日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 1 調達内容

- (1) 物品の名称及び数量 カラー複写機1台及びモノクロ複写機6台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 入札方法 カラー複写及びモノクロ複写各1枚当たりの単価(当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。
  - )にそれぞれの予定数量(5年間分)を乗じて得た使用料の合計金額により行う。ただし、契約は、落札金額におけるカラー複写及びモノクロ複写各1枚当たりの単価契約とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 契約条項を示す場所及び期間
    - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市環境局総務政策部総務課
    - イ 期間 この公告の日から令和2年3月5日まで(日曜日、土曜日及び

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号北九州市役所本庁舎9階 91会議室
  - イ 日時 令和2年3月6日午前10時

#### 4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、第5条第7項各 号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の 5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれか に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (6) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の 3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌 年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場 合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市環境局総務政策部総務課

〒803-8560 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2173

北九州市上下水道局公告第23号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。)において準用する北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月19日

## 北九州市上下水道局長 中 西 満 信

1 工事概要	工事名	新町浄化センター中央監視他電気計装設備改良工事
	工事場所	北九州市門司区松原三丁目6番1号
	工事内容	中央監視他電気計装設備の改良工事
	工期	請負契約締結の日から令和4年3月31日まで
	予定価格	7億2,604万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
	総合評価落札	
	方式	適用しない。
2 競か かのも者と を なここと	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事(希望順位を問わない。)
	等級(注2)	A
	許可	電気工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	B1 73	令和元・2年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通
	指数	知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「電気」の「総合評定値(P)」が1,300点
		以上であること。
	所在地	北九州市内に、本店、主たる営業所(注3)、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。
	実績	次のいずれの条件も満たす地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した公共下
		水道プラント工事(撤去工事及び建築設備工事での実績を除く。)又は流域下水道プラント工
		事(撤去工事及び建築設備工事での実績を除く。)を元請として施工した実績を有すること。
		ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表者であるものに限る。
		(1) 平成21年度以降に受注し、かつ、平成31年3月31日までに完成し、又は引渡し
		が完了していること。
		(2) 現有水処理能力2万m3/日以上の終末処理場での電気工事であること。
		(3) 中央監視制御設備の更新工事(運転操作設備と監視制御設備が含まれた工事により終
		末処理場を集中監視制御するための設備を、既設分を撤去後、構築する工事をいう。) であ
		ること。
		この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係
	技術者	が3箇月以上経過していることをいう。) にある者に限る。) を専任で配置することができる
		こと。
	その他	北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。)から指名停止を受けている期間中で
		ないこと。
3 契約条項	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
を示す場所		この公告の日から本件開札日まで(注4)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後
及び期間	期間	1時から午後4時30分まで
4 競争参加		
資格確認申 請書の提出	(1) この公告の日から令和2年2月28日まで(注4)の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和2年3月2日 午前9時から正午まで	
5 入札書の	(1) 令和2年3月12日及び同月13日 午前9時から午後7時まで (2) 令和2年3月16日 午前9時から午後4時30分まで	
受付期間		
6 開札の場	場所	北九州市小倉北区城内1番1号  北九州市技術監理局契約部契約課
所及び日時	日時	令和2年3月17日 午前10時
	最低制限価格	設けない。
7 入札及び	入札保証金	免除する。
契約に関す		契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第
る条件	契約保証金	7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8. 入札の無	次の各号のいっ	「17 現界 1 万 久は 界 2 万 切り 1 9 4 0 5 1 に 欧 ヨ 9 る 場 日 は 、 兄 房 9 る 。 ずれかに 該 当 する 入札 は 、 無効 と する 。
	1	りれがである。 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
		公司に示した親軍参加員権のない有めした人代 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
効		多加貨格権認申請責等に虚偽の記載をした有の人札 現程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
		州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
0 7 D/W	1 ' '	工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
		説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登
9 その他		ていない者は、この入札に参加することができない。
		公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256
	)とする。	

- |注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市水道局管理規程第8号 ) 第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59 号) 第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所をいう。
- E4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。 注4